

関西国際空港における 関西２府８県物産・観光ＰＲ用イベントスペースのご案内



関西エアポート株式会社

是非、この機会にご活用いただきたくご案内申し上げます。

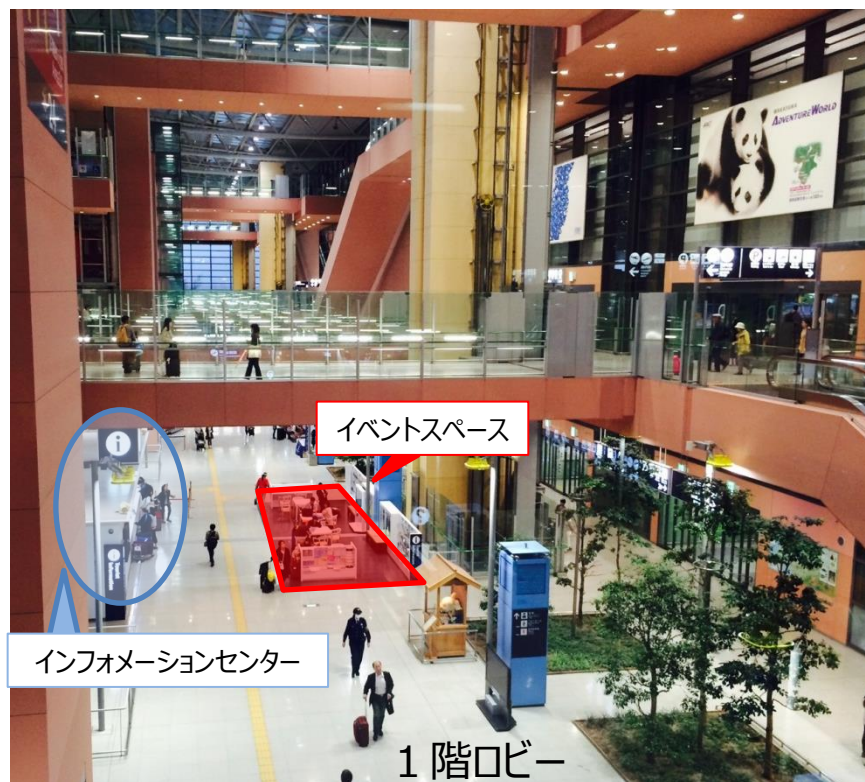
[illegible]

第1ターミナルビル1階 「物産販売・P Rスペース」①



旅客の集中する第1ターミナルビルに関西2府8県を対象とする物産販売および観光プロモーションスペースを設置

【1階ロビー中央】国際線到着ロビーの、インバウンド旅客がご利用になる**関西ツーリストインフォメーションセンター**に隣接、特に個人・小グループへのP Rが可能



南



第1ターミナルビル2階 「物産販売・P Rスペース」②

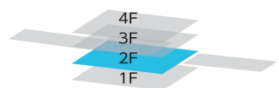


旅客の集中する第1ターミナルビルに関西2府8県を対象とする物産販売および観光プロモーションスペースを設置

【2階ロビー中央】国内線出発・到着ロビーの中央に位置。
空港駅・駐車場と直結、国内外のご利用客に効果的なP Rが可能。



2F 国内線／出発 到着



エアロプラザ
ホテル

※エアロプラザ・ホテル日航関西空港エリアの詳細は、
11ページ「各施設のご案内」面の「エアロプラザ/ホテル日航関西空港のご案内」をご覧ください。

エアロプラザ2階 「物産販売・P Rスペース」③



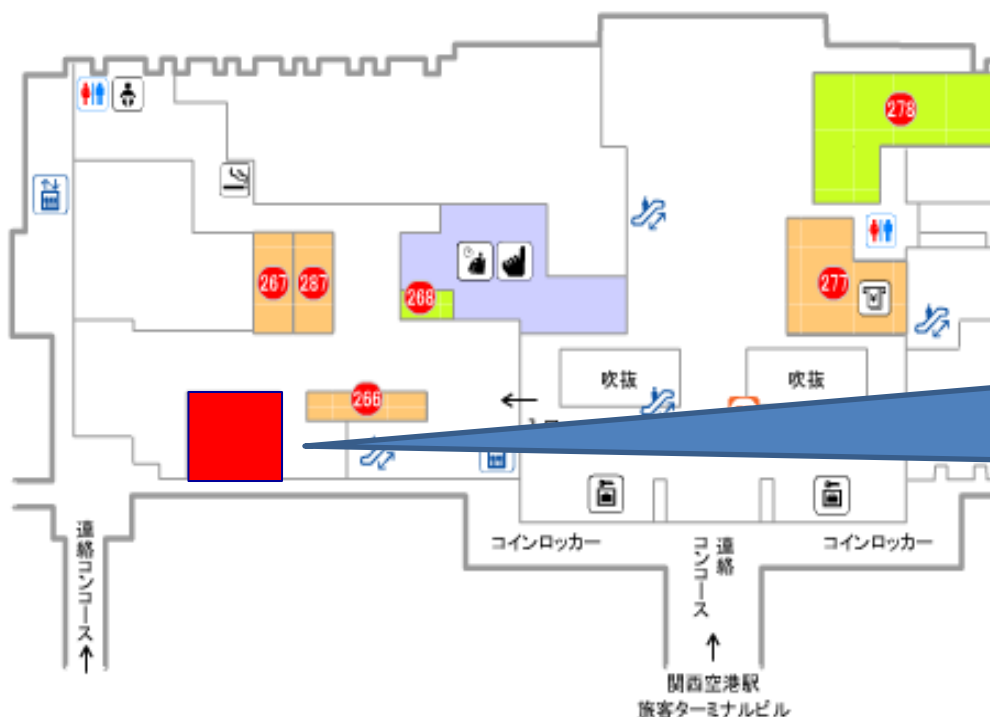
販売、試飲、試食、展示、セミナーなど多彩なイベントが展開可能

L C Cターミナルへの動線上に「物産販売・P Rスペース」③展開

- エアロプラザは、第2ターミナル行きバス乗り場への動線であり、ピーチ、春秋航空の利用者やホテル日航関西空港宿泊のインバウンド客に丁寧なアピールが可能
- 和歌山紀州館、京都のれん会、泉州物産店など関西物産店が集積
- 「関西物産・P Rスペース」（ターミナルビル1階、2階）との同時イベントによる回遊型プロモーションも展開可能



「物産販売・PRスペース」③（エアロプラザ）



媒体名	エアロプラザ催事スペース
掲出場所	エアロプラザ2階 南出入口前
種類	プロモーションスペース
規格	
数量	1箇所
掲出料	20,000円(1日) 2府8県向け無料
【摘要】 ※消費税は別途となります。 ※決定優先とさせていただきます。	



関西国際空港 イベントスペースのご利用方法



申込方法

使用開始の1ヶ月前までに所定の用紙にてお申込みいただきます。（先着順）
イベント（販売品）等について、場合によってはその内容を制限をさせて頂くことがあります。

利用期間

1 イベントに対し原則 1 ～ 7 日間までとします。

装飾等

原則、当方は場所をお貸しするのみですので、備品、装飾物等のご用意願います。
（但し、テーブル・椅子・イーゼル等簡易な備品については少量であればお貸しいたします。）

注意事項

当エリアは複合施設のため消防の許可が必要です。設置物（什器・施工物等）は
できる限り難燃、防災化製品を使用して頂きます。
食品を販売される場合は、保健所への申請は各自出店者様にてお手続きください。

その他、詳細については別紙「参考①」をご参照下さい。

また不明な点等はお気軽に、コーポレートコミュニケーション部 企画グループ 児玉・小西
（**072-455-2174**）までご相談下さい。



関西国際空港 イベントスペース利用規定（抜粋）

プロモーションスペースの申し込み 及び 使用上の注意

【使用申込】

- ・広場をイベントに使用しようとする者は、開催予定日の1ヶ月前までに使用申込書（様式1）及びイベントの企画書を関西エアポート株式会社に提出していただきます。
- ・関西エアポート株式会社は、前項の申込書及びイベントの企画書の内容を、関係機関とも協議しつつ審査します。
- ・次の各号に掲げる内容又は目的での使用はお断りいたします。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
 - (2) 建物又は付属設備もしくは、備品を損傷、汚損し、又はそのおそれがあること。
 - (3) 使用权を第三者に譲渡、転貸したり、無許可で使用目的や内容を変更すること。
 - (4) 極端な音楽効果及び異臭を発すること。
 - (5) 会社の承認を受けずに、集会を催し、寄付金を募集し、物品販売等の行為を行うこと。
 - (6) 危険物（爆発物、ガソリン、エーテル、シンナー、ガス、火薬等揮発性、引火性のあるもの及び毒物等）その他、他人に危害迷惑をかけるおそれがある物品、動物等を持ち込むこと。
 - (7) 会社の承認を受けずに、火、水、熱等を使用しての食品加工、調理等を行うこと。
 - (8) スモークマシーン、ドライアイス等の使用により広場周辺の通行を阻害するおそれがあること、及びヘリウムバルーン等を使用すること。
 - (9) 会社が定める管理規程等に抵触すること。
 - (10) その他会社の管理運営上支障が生じること。

【防火管理】

- ・イベント主催者は、イベント開催期間中、使用する広場内において防火管理上の責任を負います。

【使用承認】

- ・審査の結果、関西エアポート株式会社が広場の使用を承認する場合には、使用承認書を交付します。承認に際し関西エアポート株式会社は条件を付することがあります。
- ・使用を承認した後であっても、次の各号に掲げる場合には使用承認を取り消します。
 - (1) 第4条第3項に掲げる事項に該当する内容、目的での使用であることが判明したとき
 - (2) 行政諸官庁により、中止命令が出されたとき
 - (3) 申込書記載事項に虚偽があったとき
 - (4) 承諾にあたって会社が付した条件に反したとき又は反することが明白となったとき
- ・次の各号に掲げる場合には、使用開始の前後にかかわらず、使用を中止又は制限する場合があります。
 - (1) 前項の各号の理由により、使用の承認が取り消されたとき
 - (2) 荒天等により、当該施設の使用が不可能となったとき
 - (3) 旅客流動に支障が生じたとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、空港管理上特に必要が生じたとき

【損賠賠償】

- ・会社は、火災、盗難、停電その他の事故により使用者、出演者、観客等に損害が発生した場合であっても、故意又は重過失でない限りその責めを負いません。
- ・使用者の故意又は過失により、広場の施設等を損傷し、汚損し又はその他の行為により会社に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

【付帯費用】

- ・警備費及び清掃費が必要な場合は、使用者に負担していただきます。

【設置物】

- ・什器はできる限り難燃、防災化製品を用いて下さい。
- ・カーテン・テント類は第一防災処理加工品を使用し、一枚毎に防災ラベルを縫い付けて下さい。
- ・カーペット等の床材は、防災処理を施した材料を使用し、認定書を貼り付けて下さい。
- ・重量は300kg/m²を超えないようにして下さい。

関西物産販売・観光プロモーション発信拠点を創設



2015年度、急増するインバウンド旅客を迎える**関西国際空港**において、関西2府8県の魅力を発信する最適なスペースを創設し、数々の催しを行ってまいりました。

H 2 7		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
関西空港 イベント			関空夏まつり (29,30)		No.1フェスタ 大坂の陣 天下一祭	秋祭り	クリスマスイベント			
各自治 体・ 事業者の 参加	1 階	7/18 キックオフイベント 	和歌山紀州館 書道実演 マグロの 解体ショー 		奈良 物産 観光 PR	鳥取 県 観光 PR 京都 府 清水 焼 PR 和歌山 野点	農水省事業 (12/1~1/31) 国際空港を活用した 日本食・食文化の 魅力発信プロジェクト 熊野古道PR 和歌山紀州館 Pepper プロモ 大阪産の販売 和歌山紀州館		堺市観光PR 和歌山野点	SAKURAコレクション 関西広域連合観光PR 京都呈茶実演
観光・物産PR等										
物販・試食等	2 階	和歌山紀州館 	和歌山泉州物産 大阪産の販売	和歌山紀州館	和歌山紀州館	紀州館 和歌山 泉州物産展 有田市物産 有田市物産展 	熊野古道PR 和歌山紀州館 Pepper プロモ 大阪産の販売 和歌山紀州館 オール 泉州 物産展 熊本 県観 光PR エアロプラザ		大阪産の販売	
					和歌山大学など による野点 					

2015年度のプロモーションの様子



キックオフイベント



2015年7月18日（土）

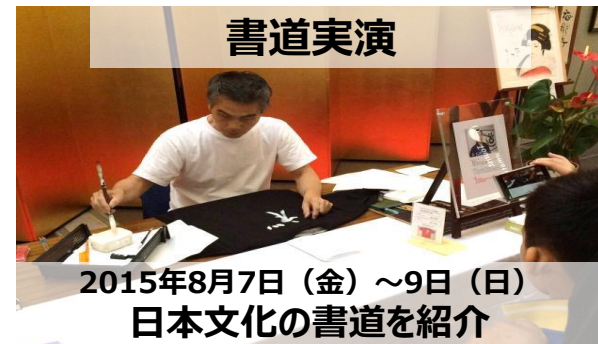
関西の観光・物産PR（舞妓演舞など）

和歌山・泉州物産展



2015年8月1日（土）～6日（木）
和歌山と泉州が共同で物産展を開催

書道実演



2015年8月7日（金）～9日（日）
日本文化の書道を紹介

大阪もん物産展



2015年8月7日（金）～16日（日）
大阪産のお土産物産展を開催

マグロの解体ショー



2015年8月25日（火）～31日（月）
一人マグロ寿司1貫無料で振る舞い

Japan Pop Culture Festival



2015年11月7日（土）～15日（日）
漫画・アニメ文化の発信

京都雲楽窯作品展示



2015年11月16日（月）～27日（金）
京都伝統作品の展示

堺市古墳群PR



2016年2月6日（土）
百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録PR

野点実演



2016年2月11日（木・祝）
和歌山大学などによる野点実演